

第2章



第2章**計画の基本的考え方****1. 基本理念****女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち おやべ**

この計画は、市民一人ひとりが、男女ともに、その人生を豊かに、輝きながら生きていける地域社会の形成を目指すものです。

急速に変化する経済・社会環境の中で、男女がともに人権を尊重し合い、それぞれの個性・能力が発揮できる新しい社会の実現が必要となっています。

しかしながら、実際には、「女性は家事」「男性は仕事」といった考えが根強く、家庭では、家事・育児・介護における女性への過重な負担が見られるのが現状です。また、女性にとって、働きながらの子育てや育児後の復職・就労が困難なことが、今日の少子社会の大きな要因の一つとなっています。

一方、政治や地域社会・職場等の場において、方針決定や企画段階での女性の参画は依然として少なく、その意見が十分反映される態勢となっていません。

これからは、男女がともに、社会の対等な構成員として、等しく、その人権が尊重され、社会参加意欲に溢れた女性が、自らの責任と選択によって、生き生きと活躍でき、男性も、家庭や地域の中で、自分らしい生き方を楽しめる社会が求められています。

このことは、これまでの「男だから」「女だから」といった固定的な性別観念にとらわれて、男性あるいは女性に偏重していたそれぞれの負担を、互いに分かち合い、男女相互のバランスのとれた社会をめざすものでもあります。

本プランは、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女（ひと）と男（ひと）が輝くゆたかなまち おやべ」を合い言葉に、本プランを策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいくものです。

2. 基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (男女平等意識の確立)

ともにみなおす

すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともにみなおしていきます。

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを男女がともにすすめていきます。

III 人権を擁護するしくみづくり (男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等に生活できる社会をめざすために、男女個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努め、人権をともにまもっていきます。

IV 男女の自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。

V プランの推進

ともにひろげる

プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場で責任を担い、協力しながら施策をともにひろげていきます。

3. 特に重要な視点

第2次計画を策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取り組みます。

①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と子育て支援・介護支援の施策との連携

従来、性別による固定的役割分担意識や職場優先の組織風土を背景に、男性を中心に長時間労働が多く行われ、家事・育児等の負担の多くを女性が担ってきました。

このため、これまで仕事をしていた女性の多くが子どもの出産を機に仕事か子育てかの二者択一を余儀なくされるなど、仕事と生活の調和は十分に実現されておらず、こうした負担感が、未婚率の上昇や出生数の減少に影響を与えているとも指摘されています。

長時間労働を前提にした働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、女性の経済社会への参画拡大を進める上で不可欠であると同時に、超過勤務の縮減など業務効率化に伴う生産性の向上等を通して、企業や経済社会の活性化につながるという観点からも重要です。

男女がともに健康を維持しながら、地域活動、趣味・学習等を通じた自己実現を図るとともに、育児・介護等、家庭での役割を果たしつつ安心して暮らしていくためにも、仕事と生活の調和の推進はますます重要になると考えられます。特に子育て支援・介護支援の施策との連携を図りながら、市民、企業、行政等が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組むことが必要です。



②女性の参画促進による社会の活性化

小矢部市では、審議会・委員会や会社の管理職へ進出した方がよいという意見が5割近くにも上る一方、審議会等への参画や管理職等への登用が十分に進んでいないなど、女性の意欲と能力を十分に活かしきっていないといえます。

人口減少や人口構成の変化が進む中、女性が持てる力をこれまで以上に発揮し社会に参画することは、多様な人材を活用し、社会の活性化のうえでも必要不可欠です。

③男性、子どもにとっての男女共同参画

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会にとっても男性にとっても大切です。また、男性自身が男性はこうあるべきといった性別による固定的役割分担意識を解消し、長時間労働などの働き方を見直すことで、家庭や地域に参画するよう、男性への積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めることは、将来の男女共同参画社会の実現につながります。次代を担う子どもたちが、将来を見通した主体的な自己形成ができ、個性と能力を発揮できるよう健やかに成長していくために、着実に取組を推進していくことが大切です。

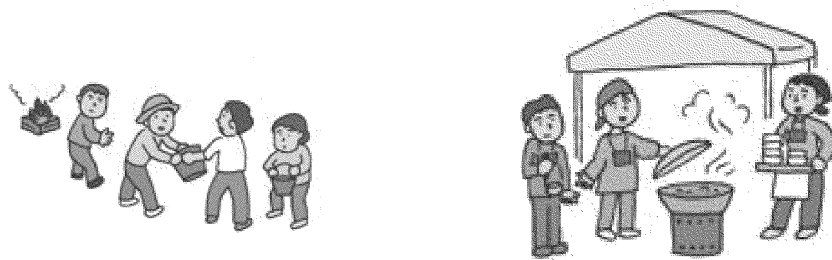
④地域における男女共同参画の推進

家庭とともに最も身近な生活の場である地域における男女共同参画の実現は重要な課題です。

しかし、地域での実際の活動では女性が多くを担いながらも、組織の役員に占める割合は低いことや、社会通念・慣習・しきたりなどで不平等と感じる女性の割合が高いなど、地域での男女共同参画は進んでいない状況にあります。

また、近年、地域でのコミュニティの希薄化が問題視されており、今後は、男女がともに協力して地域活動を担っていかねば、地域の活性化は難しくなると考えられます。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや、これまで一部の男性や特定の年齢層で主に担われてきた活動への男女双方の幅広い参画を進めることが必要です。



⑤配偶者等からの暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差などの社会的・構造的な問題があるといわれています。DVの根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

本市においてもDVに関する相談が顕在化しており、DVの根絶・DVの未然防止のための広報啓発、潜在的被害者の早期発見、相談等、総合的な支援体制を推進していくことが必要です。

4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿

この計画を推進することにより小矢部市が目指す男女共同参画社会は、次のような社会です。

家庭では

男女がともに家族の一員として家事・育児・介護などを分担し、互いに責任も喜びも分かち合っ、豊かで充実した家庭生活を送っています。そして、家族を思いやり、暴力のない明るい家庭が営まれています。

地域では

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

女性が地域においても役員等として参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

また、男女が、ボランティアやサークル活動、NPO活動等地域活動に積極的に参画しています。

職場では

採用や昇進・配置、賃金等における性差による格差が解消され、男女ともに意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。

仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て・介護等を両立しやすい職場となっています。

方針決定過程等への女性の参画も進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。

学校では

一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、男女平等に関する指導が充実されています。

また、進路選択においては、男女共同参画の意識が定着し、個人の適性が尊重されています。

